

日本企業経営学会会則

1996年（平成08年）12月23日 施行
2003年（平成15年）03月21日 改定
2004年（平成16年）04月01日 改定
2009年（平成21年）08月29日 改定
2010年（平成22年）08月24日 改定
2013年（平成25年）8月23日 改定
2014年（平成26年）5月10日 改定
2015年（平成27年）8月28日 改定
2017年（平成29年）2月25日 改定
2017年（平成29年）5月13日 改定
2017年（平成29年）12月23日 改定
2018年（平成30年）8月22日 改定
2018年（平成30年）12月22日 改定
2019年（令和元年）8月21日 改定
2019年（令和元年）12月22日 改定
2020年（令和2年）12月20日 改定
2023年（令和5年）2月11日 改定
2023年（令和5年）8月28日 改定
2024年（令和6年）5月11日 改定
2024年（令和6年）9月4日 改定

第1条（名称）

本会は、日本企業経営学会（英文名 Japan Academy of Enterprise and Business Administration）と称する。

第2条（目的）

本会は、経営学、商学、会計学等の研究を通じて、産業・経済・文化の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

前条の目的達成のため本会は次の事業を行う。

- ① 研究会の開催
- ② 研究上必要な情報や資料の交換、および共同研究の組織化
- ③ 研究論集その他出版物の発行

④ 本会の目的達成に必要な事業

第4条（会員）

本会は、上記の目的や事業に賛同する者によって構成される。
本会に入会しようとする者は会員2名の推薦により常任理事会に書面をもって申し込み、常任理事会の承認を得るものとする。

第5条（会長・副会長）

会長は本会を代表する。
副会長は会長が補佐を必要とする場合に委嘱される。
会長が任期中に役職を退いた場合、副会長が会長を務める。
会長の任期は一期3年とする。ただし、会長の任期は一期3年を限度とする。
副会長の任期は一期3年とし、再選を妨げない。
会長・副会長は、役員選考委員会が提案した候補者について常任理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
会長・副会長は役員選考委員会の委員を務める。

第6条（最高顧問・顧問）

本会に最高顧問・顧問を置くことができる。
最高顧問・顧問は、役員選考委員会が提案した候補者について常任理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
最高顧問・顧問は、常任理事会の諮問に応えるとともに、役員選考委員会の委員を務める。
最高顧問・顧問の任期は3年とし、再選を妨げない。

第7条（役員選考委員会）

役員選考委員会は理事・監事・常任理事候補者を選考し、会員総会で信任を求める。
役員選考委員会は理事長・副理事長候補者を選考し、常任理事会で信任を求める。
役員選考委員会は会長・副会長、最高顧問・顧問候補者を選考し、常任理事会で承認を求める。
役員選考委員は最高顧問・顧問・会長・副会長・理事長・副理事長を務める。そのうち1名を互選により役員選考委員長とする。

第8条（理事会）

理事会に次の役員を置く。
役員任期は理事長を除き一期3年とし、再選を妨げない。

理事長の任期は一期3年を限度とする。

- 1) 理事長 1名
- 2) 副理事長 2名以内
- 3) 常任理事 15名以内
- 4) 理事 20名以内
- 5) 監事 3名以内
- 6) 運営幹事 若干名

第9条（理事・常任理事・理事長・副理事長）

理事・常任理事は、役員選考委員会が提案した候補者について会員総会の信任を得て選出する。

理事長・副理事長は、役員選考委員会が提案した候補者について常任理事会の信任を得て選出する。

第10条（名誉会長・名誉会員）

本会に名誉会長、名誉会員を置くことができる。

名誉会長は、常任理事会の承認を得て会長経験者で本学会の発展に多大な貢献をした者より理事長が委嘱する。

名誉会員は、会長・副会長・理事長・副理事長経験者、功労賞授賞者より理事長が委嘱する。

第11条（会費）

本会の会費は年額5,000円とする。ただし、海外在住外国人会員は3,000円とする。

名誉会長、名誉会員からは会費を徴収しない。

会費を3年以上滞納した者は、自動的に除籍となる。

滞納した期間の会費と復帰したい年度の会費を納入することにより再入会することができる。ただし除籍となった期間中の論文集は、バックナンバーに残余がある場合に限り受取人払いで郵送する。

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条（会員総会・理事会・常任理事会）

本会の会議は、会員総会、理事会、常任理事会とする

- 1) 総会は、会長が招集し、議長を務める。
- 2) 臨時総会は、理事会が必要と認めた場合、会長が招集する。
- 3) 理事会は、理事長が招集し、議長を務める。

- 4) 常任理事会は、理事長が招集し、議長を務める。
- 5) 監事は、理事会に出席するものとする。
- 6) 理事の過半数から理事会開催の要請があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

第 13 条 (会員総会・理事会・常任理事会の審議事項)

会員総会は、次の事項を審議する。

- 1) 事業計画および予算
- 2) 事業報告および決算
- 3) 理事・常任理事および監事の選出
- 4) その他、本会の運営上必要な事項

2 理事会は、次の事項を審議する。

- 1) 総会および臨時総会の議案
- 2) 本会の運営に関する事項

3 常任理事会は、次の事項を審議する。ただし、常任理事会の構成員は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事とする。

- 1) 理事会の議案
- 2) 本会の日常業務に関する事項
- 3) 会則の変更
- 4) 理事長・副理事長の選出

第 14 条 (注意、嚴重注意又は会員資格の取消し (除名))

会員が不正行為、本会の体面を汚す行為、本会の秩序を乱す行為 {会員への誹謗中傷・運営にかかわる役職者 (会長・副会長・理事長・副理事長・論集編集委員長・研究大会実行委員長・当該司会コメンテータ等) の指示に従わない行為及び本学会運営に誠意を欠く行為} を行ったと判断される者は、第 13 条にかかわらず、常任理事会で審議し会長の了承を経て当該会員を懲戒する。

2 前項の懲戒は、注意、嚴重注意又は会員資格の取消し (除名) とし、注意、嚴重注意された会員は役員には指名されない。また嚴重注意された会員は 5 年間本会の機関紙への投稿はできない。また注意内容にかかわらず、2 度注意された者は 2 度目は嚴重注意となる。

3 会員資格の取消し (除名) された会員は、本会に再入会できない。

4 懲戒された会員は、懲戒の通知があった翌日から起算して 1 か月以内に理事長に対して再審査を請求することができる。この場合、理事長は常任理事会を開催し再審査を行い 1 年以内にその結果を申請者に通知する。懲戒された会員の再審査請求は 1 回の懲戒に対して 1 回限りとする。

第 15 条（事務局の所在地）

本会の事務局は理事長の定めるところに置く。

第 16 条（会則の改定）

本会則の変更は会員総会の決定と会長の承認を必要とする。

※ 本会事務局

〒169-0073 東京都新宿区百人町 3-23-1

桜美林大学ビジネスマネジメント学群 川崎研究室内

TEL : 03-3366-0175（直通）

FAX : 03-3366-0149（代表）

e-mail : kawasaki_y*obirin.ac.jp（*を@に変更してください）